

【堺市自転車のまちづくり推進条例の周知事業】（自転車まちづくり企画運営事業）

『堺市自転車のまちづくり推進条例』（平成26年10月1日施行予定）

【目的】

- ・自転車に関わるすべてのものの責務を明らかにし、協働して取組むための指針
- ・歩行者、自転車、自動車が共に安全で安心して通行できる地域環境の実現

【自転車に関わる全てのものの責務を規定】

「市」「自転車利用者」「市民」「自転車製造業者及び自転車小売業者」
「保護者」「教育委員会」「学校長等」「事業者等」「自動車運転者」

積極的な周知事業の展開



自転車に関わる全てのものが、
それぞれの責務を果たす！

駐輪対策

市民活動の支援

自転車リーダー養成

通行環境整備

『自転車まちづくり』の推進

- ・自転車利用の推進
- ・自転車に係る事故や犯罪の削減
- ・歩行者、自転車、自動車が安全で安心して通行できる社会の実現



条例周知事業の概要

○市民に対して

- ・パンフレットの全戸配付
- ・「広報さかい」に概要を掲載

○自転車購入者に対して

- ・パンフレットを自転車小売店へ配置

○その他、不特定多数の人に対して

- ・パンフレットを市関連施設等へ配置
- ・映像の放送（映画館CM、電車内、市HP）
- ・ポスターの掲示（市関連施設、電車・バス内、鉄道駅）
- ・キャンペーンの実施（街頭、区民まつり等）

他自治体の事例

「福岡市自転車の安全利用に関する条例」（市民フォーラム、街頭啓発、テレビCM、シネアド、デジタルサイネージ等）

「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」（条例制定前後にフォーラム、パンフレット等）

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（リーフレット広報誌に折り込み、周知キャンペーン等） etc.